

令和7年3月28日

都内 障害福祉サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

### 福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書の提出について

日頃から、東京都の障害福祉行政について、御理解、御協力をいただきありがとうございます。  
東京都において標記に係る計画書を下記のとおり受付することといたしましたのでお知らせいたします。

#### 1 概要

令和7年度（令和7年4月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分）において、令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の算定を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

令和6年度以前に計画書を提出されている事業者についても、令和7年4月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

#### 2 提出期間

**令和7年3月28日(金)から令和7年4月15日(火) 23時59分まで**

※上記期限は、福祉・介護職員等処遇改善加算を4月又は5月から算定開始する場合の計画書の提出期限です。

※上記期限を過ぎた場合、福祉・介護職員等処遇改善加算は6月以降の適用となります。  
(4月16日～5月15日までに提出いただいた場合は6月適用になります。)

#### 3 提出書類

障害者サービス情報より計画書のダウンロードをお願いいたします。

[\(書式ライブラリー一覧\)](#)

※厚生労働省・こども家庭庁通知「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も障害者サービス情報にアップロードされておりますので、併せてご確認ください。

**※障害については、体制等状況一覧表等の届出（体制届出）の提出は不要です。**

#### 4 提出方法

原則、以下の提出フォームから御提出をお願いいたします。

**【加算計画書】令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書届出について**

<https://logoform.jp/form/tmgform/939218>



※来庁されての持込や、郵送・FAX・メールによる提出は、受け付けておりません。

※提出が都に到達した場合、入力されたメールアドレス宛に「送信完了メール」が届きます。

※提出先は、上記ホームページに掲載している「提出先・問合せ先」も併せて御確認ください。

## 5 お問い合わせ

御不明点等ございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。計画書の提出期限との兼ね合いにより、問合せフォームでの問合せ受付は、令和7年3月28日（金）から令和7年4月7日（月）までといたします。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。

【加算問合せフォーム】 令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算計画書等について

<https://logoform.jp/form/tmgform/952351>



## 6 その他

- ・障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金については、別に計画書の提出が必要になります。また、補助金の要件には、令和7年4月から処遇改善加算の取得等が要件となっておりますので、御注意ください。
- ・今後も、処遇改善加算の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの御連絡は、原則メールや東京都障害者サービス情報への掲載のみとさせていただく予定です。つきましては、東京都へのメールアドレスの登録をお願いいたします。登録については、東京都障害者サービス情報のホームページに掲載している各サービス窓口まで、御問合せください。

●**処遇改善加算の再編・統合に伴う激変緩和措置として設けられた福祉・介護職員等処遇改善加算V(1)～(14)につきましては、令和7年3月31日をもって終了します。令和7年4月1日以降は加算V(1)～(14)を算定することはできません。**

東京都 福祉局 障害者施策推進部  
地域生活支援課 処遇改善担当